

下久保ダム船舶点検整備業務

仕 様 書

令和 8 年 1 0 月

独立行政法人水資源機構
利根川上流総合管理所

第 1 章 総則

第 1 節 適 用

この仕様書は、下久保ダム船舶点検整備業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 節 概 要

2－1 業務概要

本業務は、下久保ダム管理所が所有している船舶について円滑な運用を図るため点検整備を行うものである。

2－2 業務場所

埼玉県児玉郡神川町大字矢納地内

2－3 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から 90 日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

2－4 履行範囲

本業務の履行範囲は、次表に示す船舶の点検、整備及び調整・試運転航行までの一切とする。

船 名	船 種	船 体	最大搭載人員	船外機	数 量
神流	汽船	F R P 製高速船	10 人	115 P S	1 隻
みかぼ	汽船	F R P 製和船	8 人	40 P S	1 隻
いかだ 1 号	汽船	鋼製双胴船	6 人	20 P S	1 隻
いかだ 2 号	汽船	鋼製双胴船	6 人	20 P S	1 隻

2－5 履行条件

1. 作業を実施する時は、監督員の確認を得て実施するものとする。
2. 本業務で使用する仮設資機材等は、受注者の負担により準備するものとする。
3. 作業の際、設備に損害をもたらした場合には、受注者が責任及び費用をもって修繕するものとする。

2－6 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

第 3 節 一般事項

3－1 休日作業

本業務は原則として、土・日・祝日には作業は行わないものとするが、必要に応じて監督員と協議して休日作業を行うことができるものとする。

3－2 現場発生品

本業務によって生じた現場発生品については、現場発生品調書を監督員に提出し、確

認を受けた後に搬出するものとする。受注者は、排出事業者として搬出した現場発生品のリサイクル処理を適宜施すとともにリサイクルできないものについては、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

3-3 立会による確認

受注者は、次表に掲げる種別の履行において、監督員の立会による確認を受けなければならない。ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わるほかの方法を示した場合は、この限りではない。

種別	立会する内容	確認時期	備考
使用材料	使用材料の規格・数量の確認	搬入時	材料確認書による
現場発生品状況	現場発生品の搬出数量、状態等の確認	搬出時	

3-4 段階確認

受注者は、次表に掲げる種別の履行において、監督員の段階確認を受けなければならない。ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わるほかの方法を示した場合は、この限りではない。

種別	細別	内容	確認時期
各船舶	品質管理	整備完了状況	整備完了後
	試運転航行	動作確認等	試運転時

第4節 提出書類

1. 業務着手前に提出するもの

- (1) 業務計画書 1部

2. 業務の進捗にあわせて提出するもの

- (1) 立会・確認依頼書、材料確認書、段階確認書 2部(1部返却)

3. 業務の完了時まで提出するもの

- (1) 点検整備業務報告書 1部

- ・実施工程表
- ・点検報告書
- ・整備報告書（取替部品一覧表を含む）
- ・履行写真

履行写真は、次の作業段階等において撮影・記録するものとする。

- ①点検整備前・整備後 1枚(船舶毎)
- ②新規部品、資機材等一式 1枚
- ③取替部品新旧対比 1枚(部品毎)
- ④潤滑油の取替状況 1枚(船舶毎)
- ⑤試運転状況 1枚(船舶毎)
- ⑥立会写真 1枚(船舶毎)

第5節 風紀・環境保全

5－1 風 紀

受注者は、本業務関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、本業務関係者並びに地元住民との間に紛争が生じないように、十分な指導と万全の処置を講じなければならない。

5－2 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

5－3 環境保全

1. 受注者は、本業務の履行にあたり、作業区域内及び周辺地域の環境保全に十分配慮しなければならない。
2. 本業務に携わる作業員は、作業現場内及びその周辺に生息・生育する動植物をみだりに捕獲・採取してはならない。

5－4 水質保全

受注者は、本業務の実施に当たり、油等の流出による水質汚染がないよう十分配慮するものとする。

なお、施工中に水質汚染等の損害を与えた場合は、速やかに機構に連絡し、その指示に従うものとする。この場合、回収、分析等に係る費用は全て受注者の負担とする。

5－5 火災防止

受注者は、業務現場における作業期間中、火気には十分注意し、火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

第6節 異常発見時の対応

本業務の施工中に異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告し、その指示に従うとともに速やかにその状況写真を監督員に提出するものとする。

監督員は、受注者からの報告に対して、整備対応または不具合状況の詳細調査、原因の究明、修復若しくは改造方法の提案、改善推奨時期及び概算金額の試算検討等について指示を行う場合がある。

なお、これらの指示事項については、設計変更の対象とする。

第7節 設計変更

本業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合において、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。ただし、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、監督員が設計図書に示した目的及び機能が同等であると判断し、承諾した仕様又は施工方法については請負代金額の変更を行わないものとする。

第8節 安全管理

1. 受注者は、業務中の全ての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業、保安、防災及び衛生に万全を期すものとする。
2. 水際及び水上作業時は、必ず救命具を着用し、水難事故防止に努めるものとする。

第9節 疑義等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 点検整備

第1節 船舶主要仕様

船舶主要仕様は、別紙－1に示す。

第2節 点検内容

1. 本業務の点検等は、別紙－2に基づき実施するものとする。なお、点検には、確認、調整、締付、清掃、給油、部品及び消耗品の取替を含むものとする。

また、次表に示す部品等の取替を点検時に行うものとする。なお、部品等については、同等品以上のものを使用するものとする。

船 舶	船外機	取替部品等	数 量
神流	MF115EFI (マキユリー)	エンジンオイル (SAE 25W-40) オイルフィルタ (35-877761K01) ギヤオイル (92-8M0222071) スパークプラグ (LFR4A-E)	5L 1個 0.71L 4個
みかぼ	40EFI-4S (マキユリー)	エンジンオイル (SAE 25W-40) オイルフィルタ (35-8M0162829) ギヤオイル (92-8M0222071) スパークプラグ (RA8HC)	3L 1個 0.44L 3個
いかだ1号 (水色)	F20ELHPT (マキユリー)	エンジンオイル (SAE 10W-30) オイルフィルタ (35-8M0162831) ギヤオイル (92-8M0222071) スパークプラグ (DCPR6E)	1L 1個 0.37L 2個
いかだ2号 (薄緑色)	MFS20E -EFTL (トハツ)	エンジンオイル (SAE 10W-30) オイルフィルタ (3BJ07615-0) ギヤオイル (S2447467-20) スパークプラグ (DCPR6E)	1.2L 1個 0.465L 2個

2. 点検整備作業

- (1) いかだ1号及びいかだ2号はティラーハンドルが硬くなる傾向があるため、ティラーハンドルの点検を行うものとする。
- (2) 点検整備により発生した廃部品・廃油脂は受注者の責任と費用負担により適切に処分するものとする。
- (3) 作業完了時は、監督員の立会のもと湖面上で船舶の試運転を行い、運転状態の確認を行うものとする。
- また、試運転後は、点検整備前の位置に係留するものとする。
- (4) 湖面への油脂の飛散・流出、資機材の落下等が無いよう十分注意して作業を行うものとする。万一、流出・落下させた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。
- なお、油脂等の回収等に要する費用は、全て受注者の負担とする。

第3節 支給品及び貸与機械等

本業務において次のものを無償で支給又は貸与する。

3-1 支給品

1. 貸与機械の運転操作に必要な低圧電力
2. 業務に必要な低圧電力（ただし引渡しが可能な場所及び負荷に限る）
3. 試運転航行に必要な燃料

3-2 貸与機械

1. 本業務において次の設備を使用しても良いものとするが、作業前に必ず設備に異常が無いことを確認を行ってから使用するものとする。また、貸与機械の取扱いに当たっては、機構が別に定める「利根川上流総合管理所機械設備貸付要領」によるものとする。

名 称	規 格	数 量	使用目的
インクライン設備	積載荷重 5.0t	1 基	船舶の昇降
ホイストクレーン設備	定格荷重 3.03t	1 基	船舶吊上げ、吊卸し

2. 機械の貸与期間については、点検作業実施期間とする。

3-3 運転操作者資格者

1. インクライン設備の運転は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項の規定に基づき、特別教育終了者があたるものとする。
2. ホイストクレーン設備の運転は、クレーン等安全規則第 21 条のクレーン運転の業務特別教育修了者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、床上運転式クレーン限定免許所持者、クレーン限定免許所持者、クレーン・デリック運転士免許所持者のいずれかに該当する者があたるものとする。

また、玉掛け作業は玉掛け技能講習修了者があたるものとする。

3. 船舶の操船は、船舶操縦免許取得者が行うものとする。

-以上-

設 備 の 名 称		巡視船（船名：神流）
場 所	水系名・河川名	利根川水系神流川
	地 名	埼玉県児玉郡神川町大字矢納地内
製 作 据 付 会 社 名		トーハツ（株）
取 得 年 月		平成２７年１０月７日
数 量		１ 隻
船 舶 所 有 者		独立行政法人水資源機構
用 途		巡視用
航 行 区 域 又 は 従 業 制 限		平水区域
船 舶 番 号		第２３０－５４６４０号 埼玉
船 体 識 別 番 号		J P－T O H 0 7 3 2 5 F 5 1 5
船 質		F R P
主 要 目		長さ：６．６１m、全長：７．３８m 幅 ：２．４３m、深さ：１．２６m
最 大 搭 載 人 員		１０人
船 外 機	製 造 者 名	マーキュリー
	取 得 年 月 日	平成２２年３月１１日
	機 種 名	M F 1 1 5 E F I
	製 造 番 号	1 B 7 3 8 4 7 0
	出 力	1 1 5 P S / 6, 1 0 0 r p m

設 備 の 名 称		作業船（船名：みかぼ）
場 所	水系名・河川名	利根川水系神流川
	地 名	埼玉県児玉郡神川町大字矢納地内
製 作 据 付 会 社 名		㈱スナガ
取 得 年 月		平成２５年９月１１日
数 量		１ 隻
船 舶 所 有 者		独立行政法人水資源機構
用 途		作業用
航 行 区 域 又 は 従 業 制 限		平水区域
船 舶 番 号		第２３０－５３４３７号 埼玉
船 体 識 別 番 号		J P－S N G W 2 2 6 8 G 3 1 3
船 質		F R P
主 要 目		長さ：６．２７m、全長：７．０８m 幅 ：１．８５m、深さ：０．７６m
最 大 搭 載 人 員		８人
船 外 機	製 造 者 名	マーキュリー
	取 得 年 月 日	平成１９年７月１８日
	機 種 名	4 0 E F I－4 S
	製 造 番 号	1 C 0 3 0 2 7 5
	出 力	4 0 P S / 5, 7 5 0 r p m

設 備 の 名 称		作業船（船名：いかだ1号）	作業船（船名：いかだ2号）
場 所	水系名・河川名	利根川水系神流川	
	地 名	埼玉県児玉郡神川町大字矢納地内	
製 作 据 付 会 社 名		㈱神垣鉄工所	㈱神垣鉄工所
取 得 年 月		昭和62年2月（改造）	昭和57年5月（改造）
数 量		1 隻	1 隻
船 舶 所 有 者		独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構
用 途		作業用	作業用
航 行 区 域 又 は 従 業 制 限		平水区域	平水区域
船 舶 番 号		第230-54070号 埼玉	第230-54071号 埼玉
船 体 識 別 番 号		JP-MLIT0311125C	JP-MLIT0311126C
船 質		鋼製 双胴船	鋼製 双胴船
主 要 目		長さ：4.95m 幅：3.00m 深さ：0.60m	長さ：4.86m 幅：3.00m 深さ：0.60m
最 大 搭 載 人 員		6人	6人
船 外 機	製 造 者 名	マーキュリー	トーハツ
	取 得 年 月	平成21年2月2日	令和5年11月28日
	機 種 名	3BJ（F20ELHPT）	3RS（MFS20E-EFTL）
	製 造 番 号	OR259491	040254BC
	出 力	20PS／5,750rpm	20PS／5,750rpm

点検日 令和 年 月 日

船舶 整備作業・点検項目表

下久保ダム 船舶名:〇〇〇〇

定期部品交換および個別整備内容			
定期部品交換	実施	定期部品交換	実施
燃料フィルタの交換		点火プラグの交換	
エンジンオイルの交換		ローケースギヤオイルの交換	
オイルフィルタの交換		各部へのグリス給油	
・個別整備1:(例、プロペラ交換、 バッテリーon/offスイッチの取付、定期検査受検)			
・個別整備2: ー			

実施・異常なし レ 要観察 △ 要修理・交換 × 調整 A 締付 T 清掃 C 給油 L 対象外 ー

点 検 項 目 ・ 内 容			
○原 動 機	判定	○船体関連	判定
外観に汚れ、損傷が無いか。		ハルに亀裂、損傷、水入りは無いか。	
かかり具合、アイドルの具合は良好か。		デッキに亀裂、マハリ剥がれは無いか。	
異音は無いか。		排水口に損傷は無いか。	
チョークの作動は良好か。		ハッチにガタツキは無いか、ロック機構は良好か。	
燃料パイプ及び接続部に損傷は無いか。		ポールポスト、ポールジョイント部に損傷は無いか。	
燃料、オイルの漏れは無いか。		ステッカー・テープ類に劣化が無いか。	
タイミングベルトの張り具合、損傷の有無。		レール類にガタツキ、損傷、腐食は無いか。	
シフト連結ナットに弛みはないか。		キャビンに損傷等の外観の異常が無いか。	
○冷却系統	判定	シート・内張に損傷、汚れは無いか。	
冷却水取入口につまり、損傷が無いか。		窓・ドア類の建付け、ロック機構は良好か。	
パイロット水の出具合は良好か。		ボートカバー・オーニングに損傷、汚れが無いか。	
ポンプハウジングに損傷は無いか。		フェンダー類に損傷は無いか。	
サーモスタットの作動は良好か。		係留の金具、ロープに損傷は無いか。	
冷却水ホース・接続部に損傷は無いか。		○推進・操舵・燃料系統, その他	判定
冷却水の漏れは無いか。		プロペラに損傷が無いか。	
○電気装置・電装系統	判定	プロペラナット・割リピンに損傷が無いか。	
点火プラグキャップに損傷が無いか。		トリムタブ、スゲクに損傷は無いか。	
高圧コードに損傷が無いか。		リモコンの作動は良好か。損傷は無いか。	
バッテリーの液量、比重、充電状態は良好か。		もしくはスロットル・シフトレバーの作動は良好か。	
メインスイッチ、キルスイッチの作動は良好か。		操舵機能の良好か(回転orレバーハンドル)。	
各種配線、接続部に損傷は無いか。		燃料タンクに損傷、漏れは無いか。	
航海灯に水入りなく点灯が良好か。		燃料ホース・ポンプに損傷、漏れは無いか。	
ホーンの吹鳴は良好か。		燃料ホース接続部に損傷、漏れは無いか。	
各計器類の作動は良好か、損傷は無いか。		チルトの機能は良好か(電動or手動)。	
		防食亜鉛が1/2以上減少していないか。	
○法定備品の状態・数量の確認	判定		判定
係船ロープ:2本, アンカー:1個, アンカーロープ:1本		信号紅炎:1セット(2個), 笛:1個	
救命胴衣:定員と同数, 救命浮環:1個		ドライバ1組, レンチ1組, プライヤ1個, プラゲレンチ1個	
赤バケツ:1個, 消火器:1個			
(記事・備考)			